

●香川県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、三豊市選挙管理委員会から令和元年5月13日に指定の取消しを行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和元年5月28日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
三豊市	略	略	三豊市	略	略
	三豊市栗島開発総合センター			三豊市栗島開発総合センター	
	三豊市詫間町荘内自然休養村センター	略		三豊市詫間町緑の村管理センター	三豊市詫間町大浜甲1633番地29
略			三豊市詫間町荘内自然休養村センター	略	
略			略		
略			略		